

令和 6 年度第 2 回筑前町地域公共交通会議次第

開催日：令和 7 年 1 月 28 日（火）

時 間：14：00～

場 所：コスモスプラザ 会議室 1.2.3

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

（1）オンデマンドバス（予約型バス）乗降所について ……（資料 1）

①新規乗降所

②乗降所名称変更

（2）「公共交通マップ」・「高校通学ガイド」について

……（資料 2）（別冊 1・2）

（3）西日本鉄道株式会社様からの申し入れについて ……（資料 3）

福岡県バス対策協議会運営要領（抜粋）

第 6 条 （申出に対する関係市町村の対応）

第 2 条第 3 項及び第 4 条第 2 項の連絡を受けた市町村は、速やかに関係市町村で構成される地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする

4. その他

5. 閉会

筑前町地域公共交通会議委員名簿

任期：令和5年4月14日～令和7年4月13日

会長：稲永 健太郎

副会長：田村 静雄

監事：甲斐 智英・前田 一夫

【敬称略】

NO	区 分	委員所属	委員役職	委員氏名	代理出席
1	筑前町長又はその指名する者	筑前町	町長	田頭 喜久己	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	西鉄バス二日市株式会社	代表取締役	江口 正男	
3	一般乗合旅客自動車運送事業者	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部営業部営業第二担当	課長	池田 舞	
4	一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社甘木観光バス	代表取締役	池野 栄次	
5	一般乗用旅客自動車運送事業者	矢野タクシー株式会社	代表取締役	矢野 正洋	
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員		
6	一般乗用旅客自動車運送事業者	有限会社宮原タクシー	取締役	石井 厚子	
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員		
7	鉄道事業者	甘木鉄道株式会社	総務営業部長	上野 孝徳	
8	町民又は利用者の代表	区長会	会長	田村 静雄	
9	町民又は利用者の代表	筑前町シニアクラブ連合会	副女性部長	手嶋 光子	
10	町民又は利用者の代表	筑前町民生委員児童委員協議会	民生委員 ・児童委員	後藤 玉枝	
11	町民又は利用者の代表	PTA代表	三輪小学校 PTA会長	北原 康隆	
12	学識経験者	九州産業大学	教授	稲永 健太郎	
13	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	古賀 秀策	運送部門運輸企画専門官 山浦 淳輝
14	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表	甘木観光労働組合	役員	古賀 文紀	
15	道路管理者	福岡県朝倉県土整備事務所	地域整備主幹	中島 慎太郎	
16	道路管理者	筑前町役場建設課	土木建設係長	蒲池 晴久	
17	朝倉警察署長又はその指名する者	福岡県朝倉警察署	交通課長	栗山 隆巳	
18	その他町長が必要と認める者	福岡県企画・地域振興部交通政策課	課長補佐	三重野 直美	主事 二宮 圭亮
19	その他町長が必要と認める者	筑前町社会福祉協議会	事務局長	甲斐 智英	
20	その他町長が必要と認める者	筑前町商工会	副会長	前田 一夫	

区 分	所 属	役 職	氏 名
オブザーバー	筑前町	副町長	中野 高文
	株式会社 アイシン	グループ長	成岡 徹
	日本工営株式会社 福岡支社	交通都市部交通システム グループ 課長	津田 圭介
	日本工営株式会社 福岡支社	交通都市部交通シ ステムグループ	荒尾 俊介
	筑前町教育委員会 教育課	学校施設・文化財係長	井浦 直洋
	筑前町福祉課	生活福祉係長	石橋さやか

事務局	企画課	課 長	亀田 美香
	企画課	課長補佐	畠中 康江
	企画課企画調整・ふるさと納税係	係長	藤上 隆太郎
	企画課企画調整・ふるさと納税係	主査	手島 貴宏

筑前町地域公共交通会議設置要綱

制定 令和 5 年筑前町告示第 2 号

改正 令和 6 年筑前町告示第 9 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため筑前町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町における公共交通のあり方の検討
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 町が行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 活性化再生法第 5 条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議は、委員 20 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員
- (4) 鉄道事業者
- (5) 町民又は利用者の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表
- (9) 道路管理者
- (10) 朝倉警察署長又はその指名する者
- (11) 筑前町長又はその指名する者
- (12) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第 4 条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によってこれを定める。

(役員の職務)

第 5 条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計監査を行う。

(会議)

第 6 条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「出席」とあるのは「書面決議に参加」と、前条第3項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。
- 3 書面決議を行ったときは、会長は、その結果を速やかに各委員へ報告するものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者の中から会長が選任する。
- 3 幹事会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 4 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議を行う組織として、運賃協議分科会を置くものとする。

- 2 運賃協議分科会は、第3条第2項第1号(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。)、第5号、第7号及び第11号に掲げる者をもって組織する。
- 3 運賃協議分科会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年3月22日条例第39号)に規定する額とする。

(事務局)

第12条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、企画課長をもってこれに充てる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。